

## 相続税関係

# 事業承継税制の 承継計画の提出期限迫る

### 1 はじめに

法人版の事業承継税制（特例措置）及び個人版の事業承継税制の「承継計画」の提出期限が令和6年3月31日と迫っている。この税制の適用を受けるためにはこの「承継計画」の提出が必須となるため、将来の事業承継の計画とともに提出の有無について検討する必要がある。

### 2 制度の概要

- ① 法人版の事業承継税制とは、先代経営者等より円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した後継者がその非上場会社株式等に係る贈与税又は相続税について一定の要件のもとその納税を猶予され、さらに先代経営者の死亡等又は後継者の死亡等により免除される制度である。また、平成30年度税制改正においてこれまでの「一般措置」に加え、10年間（令和9年12月31日まで）の措置として「特例措置」が創設された。この特例措置では、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限の撤廃（一般措置では総株式数の3分の2まで）や、納税猶予割合が100%（一般措置では80%）に引上げ等がされた。
- ② 個人版の事業承継税制とは、青色申告（正規の簿記の原則によるものに限る。）に係る事業（不動産貸付事業等を除く。）を行っていた事業者の

後継者として円滑化法の認定を受けた者が、令和10年12月31日までに個人の事業用資産を贈与又は相続等により取得した場合において、その事業用資産に係る贈与税又は相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税又は相続税の納付が免除される制度である。

### 3 承継計画の提出

法人版の事業承継税制（特例措置に限る。）又は個人版の事業承継税制の適用を受けるために、最初に必ず行わなければならない手続が「承継計画」の提出である。中小企業者は、承継計画（以下、法人版は「特例承継計画」、個人版は「個人事業承継計画」という。）を策定し、一定の書類を添付して令和6年3月31日までに都道府県知事に提出し、その確認を受けなければならない（円滑化規則16一、三、17②④）。

### 4 承継計画の記載内容

特例承継計画には、①会社、②特例代表者、③特例後継者、④特例後継者が株式等を取得するまでの経営計画、⑤5年間の経営計画について記載し⑥認定経営革新等支援機関の所見を記載する。

また、個人事業承継計画には、①特定事業用資産に係る事業、②先代事業者、③個人事業承継

者、④個人事業承継者が特定事業用資産を取得するまでの経営計画、⑤承継後の経営計画について記載し⑥認定経営革新等支援機関の所見を記載する（円滑化規則様式21、21の3）。

### 5 承継計画の変更

特例承継計画又は個人事業承継計画を提出し都道府県知事の確認を受けた後に、特例後継者の変更や追加、個人事業承継者の変更などその内容に変更がある場合には、令和6年3月31日後であっても都道府県知事に変更確認申請書を提出することができる。ただし、特例後継者がこの適用を受けた後には、当該特例後継者を変更することはできない（円滑化規則18）。

### 6 最後に

上記5に示すように、後に特例後継者の変更や追加、個人事業承継者の変更も可能であることから、まずは将来において事業承継税制の適用の可能性があるのであれば、令和6年3月31日までに特例承継計画又は個人事業承継計画を提出することを検討しなければならない。

なお、中小企業庁より「令和6年度税制改正要望事項」としてこの「承継計画の申請期限の延長」、その他の要望が出されていることもあり、令和6年度税制改正大綱など、今後の動向を注視する必要がある。

〔 右山研究グループ  
税理士 富永 典寿 〕